

津島市スポーツ活動及び文化活動大会優勝者等の広報紙等掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、津島市（以下、市）が発行する広報紙「市政のひろば」（以下、広報紙）及び市ホームページに掲載するスポーツ活動、文化活動の大会において優れた成績を収めた者の記事の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 広報紙及び市ホームページに掲載する対象は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住または在学のどちらかに該当する個人又は市内で活動する団体で、スポーツ活動、文化活動において、県大会以上の大会等（県内地区大会等は除く）に予選又は選考会を経て出場し、優勝、金賞などと同格以上の賞を受賞した場合で大会終了後、半年以内のもの。
- (2) その他、市長が適当であると認めるもの。

(掲載内容)

第3条 広報紙及び市ホームページに掲載する内容は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙の掲載内容は、氏名（または団体名）、住所（町名まで）、所属、種目、成績、大会名とする。
- (2) 市ホームページの掲載内容は、本人又は保護者等の希望がある場合に、上記に顔写真を追加する。

(掲載回数)

第4条 記事の掲載回数は、次のとおりとする。

- (1) 同一内容の掲載は、原則年1回とする。
- (2) 同一人物又は同一団体の掲載は、原則年3回を上限とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(掲載依頼方法)

第5条 記事の掲載依頼方法は、次のとおりとする。

- (1) 市指定の掲載依頼書（社会教育課窓口又は市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて窓口・メール・郵送にて社会教育課へ提出する。
- (2) 提出期限は、掲載希望月の3か月前の月の25日とする。ただし、1月号のみ提出期限は、10月20日とする。提出期限が閉庁日の場合は直前の開庁日とする。郵送で提出する場合は、提出期限必着とする。ただし、紙面の都合上、最終的な掲載時期や掲載内容は市が判断のうえ決定する。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、掲載基準について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、令和7年5月1日から施行する。